

## 2021年度（令和3年度）－第19期－ 社会福祉法人こころの窓 事業計画

- 法人事業計画
- 施設系サービス
  - 生活介護事業（介護給付事業）
  - 就労継続支援事業B型（訓練等給付事業）
- 居宅系サービス
  - 共同生活援助事業（訓練等給付事業）
- 障害児通所支援事業【児童福祉法】
  - 放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）
  - 児童発達支援事業（障害児通所給付事業）
- 相談支援事業
  - 特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）
  - 障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）
- 短期入所事業
  - 短期入所事業（介護給付事業）
  - 日中一時支援事業

（2021年4月1日～2022年3月31日）

### 社会福祉法人 こころの窓

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 障がい者通所施設 | 青い鳥                    |
| 共同生活事業所  | ヴィラージュあゆみ<br>ヴィラージュあまね |
| 障がい児通所施設 | 青い鳥初芝教室                |
| 相談支援事業所  | 青い鳥                    |
| 短期入所事業所  | ショートステイあかね             |

## 2021 年度事業における主な計画【法人全般】

### 1. 新型コロナウイルス感染流行への対応

世界的災禍となった昨年来の新型コロナウイルス感染流行について、当法人としては基本的なサービス提供を堅持しつつ、加湿、換気、消毒、検温、手洗いの励行に加え、ホームを含むすべての事業所に次亜塩素酸空間除菌機の設置を進め、「青い鳥」には全熱交換形換気機器（空調機能を備えた換気扇）の設置工事を行うなど、でき得る限りの感染防止策を講じてきました。また、各事業においては、「3密を避けること」「飛沫の発生を極力抑えること」を基本に、様々に制限を設ける中での過ごしとなりました。

当然、今年度の事業運営も感染状況に大きく影響を受けることは必至で、何事にも感染予防対策を十全に施すことは必須です。

今期の事業計画については、プランAとして、感染流行が少しずつ収束に向かい、上半期こそ昨年来の厳しい自粛レベルを堅持するものの、下半期からは徐々に緩和しコロナ禍以前の活動水準へ戻していく事業計画を用意しています。しかし、プランAは多分に希望的な前提によっており、実際に上半期中に収束が見通せない場合は、プランBとして、通年での厳しい活動自粛を継続する方針に切り替えます。

ただし、たいへん窮屈ではありましたが、昨年来のコロナ禍において、できない活動が明確になることで、むしろ、これまで見過ごしてきた「身近でもっと取り組めること」に気が付きが得られた面も大いにあり、プランBを選択したとしても意義ある一年にすることは十分に可能です。ですので、やはり、利用者や職員、関係者の感染リスクを最大限減じる措置をとりながら、アフターコロナを焦らずに待つ姿勢を保持していきます。

### 2. 新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業への協力継続

堺市が策定する「新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業【介護者が感染した場合の被介護者（障害・要介護高齢者）への支援】」の一環に位置づけられる「在宅が困難な場合における自宅以外でのケア継続事業」に関し、実際に対象者が生じた場合に堺市が借り上げる対象施設として「ショートステイあかね」を提供するよう市担当部局より協力要請があり、当法人としてこれを受諾し、堺市との間に「新型コロナウイルス感染症発生時における施設の提供に関する協定」を締結、2020年9月より発効しております。

「ショートステイあかね」は当該事業に適した独立型の短期入所施設であり、かつ実施には堺市により十分な安全確保が図られます。人的支援は伴わず、およそ2週間にわたる場所の提供となり、当該者のPCR検査陰性が場所提供の条件で、通所施設「青い鳥」との敷地完全分離にかかる諸費用も行政の負担となっています。

2021 年度も協定継続として、協力態勢を敷くものとします。

### 3. 既存ホームの防災強化

今年度事業として、耐震性が不十分とみられるホーム1棟（賃貸物件）について、年度内の建替えを所有者に依頼、協議しており、利用者の一旦退居を伴う再入居を計画、執行予定です。

近年は益々、自然災害の脅威が高まりを見せ、実際、毎年のように各地で甚大な被害が出ています。自然災害に対する備えは、特に災害弱者と言われる障がいをもつ方々を支援するうえで欠かせない視点となっています。

当法人が事業を展開している堺市東部地域は比較的、天災に対する地の利があります。現在11拠点ある当法人のグループホームも立地条件から水害リスクが極めて少ないため、重点的に震災への備えを進めてきました。2021年4月時点で、耐震上の課題が存在するグループホームは残り当該ホーム1棟だけとなっています。

今年度で法人が企図したホーム耐震整備事業の完遂を見込み、今後はさらに、より安心し、より心豊かに暮らせる環境づくりを目指します。

#### 4. 「すごう第二ホーム」の全面開所

前年度となる2020年8月より特定曜日限定、人数限定でオープンした「すごう第二ホーム」（定員5名）について、限定を解除し全面的に通常運営へ移行します。

当初は当然のこととして前年度内の全面開所を目指していましたが、危惧された人員確保難が現実のものとなり、十分な受入れ態勢を整えることができず、年度を跨ぐことになりました。年度末が近づいたところでようやく人員確保の目途が立ち、新職員の研修期間を見込んだ上で、2021年5月ゴールデンウィーク明けからの全面開所を決定しています。

#### 5. 「青い鳥」大規模修繕工事及び「青い鳥」1F生活介護事業エリアのリノベーションほか

法人本部施設「青い鳥」の大規模修繕工事を実施します。前年度に実施する計画でしたが新型コロナウイルス感染拡大がもたらす法人運営への影響が見通せず、結果、前年度は断念しました。

「青い鳥」は築18年を迎え老朽化が進んでおります。助成を得ての実施を目論み大規模修繕工事を見合わせてきましたが、より築年数の古い他法人の施設が多数控えており当施設の助成申請が採択されるのは相当先となる見通しで、建物の状態を見るにその猶予はなく、いずれ採択されるであろう助成については今後十年程度先に実施する第二回目の大規模修繕で活用することを見込みます。

また、大規模修繕工事と同様に見送った「青い鳥」1F生活介護事業エリアのリノベーションを実施します。当該エリアは重度、最重度の行動障がいをもつ利用者が多く活動する場であり、長期の施設利用で固定化した利用者同士の関係性やオープンな活動空間から生じる様々な課題を解決するための環境調整措置として、いわゆる「空間の構造化」を行い、より安心で充実した施設生活の実現を目指します。

さらに「青い鳥」については、事故等の未然防止と発生後の検証のため、施設の廊下や食堂、一部の活動班エリアに見守りカメラを設置することとし、老朽化の目立つ送迎車両3台の更改も当年度に行います。

「青い鳥」大規模修繕工事、1Fリノベーション、見守りカメラ設置に係る経費として、総事業費19,000,000円を計上、加えて、送迎車両3台の更改による7,000,000円の予算計上を踏まえ、20,000,000円の借入金を見込んでおります。

## 6. 「青い鳥」事業の再構築（2023年度に向けて 一法人設立20周年事業一）

「青い鳥」は開所後18年を迎え、直面する諸課題を解決する手段として、今年度より2年以内の事業再構築に着手します。目指すところは、現在1カ所で運営している「青い鳥」を利用目的別に3カ所の事業所に分割する形です。主たる事業所として、本部施設「青い鳥」を生活介護事業を中心とした定員70名に減員し活動スペースを確保、従たる事業所として、近年、躍進を見せている就労継続支援事業の製菓班を定員10名とし製菓製造販売店舗として繁華な立地に独立出店、さらにもう一つの従たる事業所として、主に身体的な介護や介助のニーズが高い、あるいはゆったりと過ごすことが適した利用者を対象に定員20名の生活介護事業として目的にかなった設備を有する新事業所に設立移行します。

本件は利用者増を求めるものではなく支援の質向上を実現する手段の一環であり、「青い鳥」の現行定員100名を分散することになります。当然、この手法は法人の基幹事業所たる「青い鳥」の収支構造の大きな変更を伴います。今後、収支面での課題を見極めながら、必要に応じて計画を都度調整し、現実的な事業展開に徹していきます。

## 7. 支援チームの協働意識の醸成と運営の効率化

当法人のグループホーム事業は順調に拡大しているものの、当たり前のことながら各ホームの規模が“家庭”レベル、かつ一人ないし少人数のシフト制勤務であり、支援チームの成長や安定につながるスケール・メリットが得られにくい条件にあります。また、重度者、最重度者の受け入れに伴う常勤スタッフの配置増により収支が厳しい状況が続いております。前年度はこの人的質向上と収支改善の2大課題の解決をホームの目標に掲げましたが、複数に及ぶスタッフの離職もあり、事実上、頓挫した結果となりました。

前年度の轍を踏まぬよう、2021年度は「二兎を追う」ことについて一旦棚上げとし、ホーム運営の安定と支援の質向上に人的資源を集中投下する判断を下します。

前年度は上記の構造的課題に対応すべく、特に常勤スタッフの育成と権限付与を進め相対的に減員しつつ、事業所間の人事異動を活発にし、他事業からホーム事業への側面支援が常時無理なく可能となるよう組織改編を行う形を目指して臨みました。当2021年度は収支改善の課題は捨て置き、スタッフをむしろ増員、特に法人の次世代を背負う中堅メンバーを多く配し、組織の再構築を目論みます。

利用者、ご家族の期待に応えるべく拡大を急いだグループホーム事業ですが、今後一両年は一旦規模拡大を小休止し、再び大きな跳躍ができるよう組織内の体力を培います。

## 8. 虐待防止委員会の設置

近年、利用者の権利擁護に係る法整備が進んでいるところですが、先んじて、当法人として虐待防止規程を定め、今春から各事業において虐待防止委員会を発足させます。当然、これまでも虐待行為については厳正に未然予防及び事案対処に留意してきましたが、今後は各事業において虐待防止委員会を毎月開催することで、情報収集、事実認定、再発防止への即自対応態勢を築きます。

## 9. 法人事務局の業務効率化

事務局作業の効率化、ペーパーレス化を推し進めるため、今年度よりスタッフへの給与明細をWEBで発行し、年末調整に関する届出のWEB方式を採用します。

## 10. その他 前年度より継続する重要案件

- 「堺市緊急時対応事業」への参画
- 「大阪しあわせネットワーク（オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業）」への参画深化
- 「堺市障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）」、「堺市障害児通所支援事業者育成事業」への参画
- 「青い鳥」における利用者及び家庭とのICT（情報通信技術）のさらなる活用

2021 年度（令和3年度）－第 19 期－

● 施設系サービス

生活介護事業（介護給付事業）

就労継続支援事業 B 型（訓練等給付事業）

（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい者通所施設

青い鳥

## 1. 施設系サービス利用者に対する支援方針【生活介護・就労継続支援】

### ①定員規模

2021年度に実施する青い鳥生活介護事業の利用定員は80名、就労継続支援事業B型の利用定員は20名です。生活介護事業は活動の単位を1単位から3単位に分け、ニーズに沿った人員配置を行い、きめ細かな支援を実施します。

### ②個別支援

サービス提供にあたり個々の利用者の希望に寄り添い、「生活面（主に日常動作、生活習慣）」「作業面（主に生産活動）」「社会面（主にコミュニケーション活動・対人関係）」等の視点からニーズに応える支援を展開します。

生活介護事業では、「利用者が事業所に安心して通所でき、安定して過ごす」こと、「利用者が本人に合ったコミュニケーション方法を得て、意思を表出する」こと、「利用者が自己決定し、自発的・能動的に活動する」ことをサポートしていき、社会の一員として自己肯定感を高め、豊かで生きがいのある生活を目指していきます。

就労継続支援B型事業では、特に就労訓練、生産活動の支援において、個々の要望や特性に合った活動（治具や手順書の使用も含む）の機会を提供することで、利用者が取り組める作業の幅を広げ、日々、「やりがい」や「達成感」を持ち、いきいきとした生活の実現を目指していきます。

サービス管理責任者並びに担当支援員は本人及びその家族等のニーズを分析・検討したうえで6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人や家族等の同意を得てサービスを提供します。また、支援期間について経過報告書を作成し、本人や家族等にお渡しします。

### ③日中活動

【※新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、感染予防対策を行いながらの実施となります。】

利用者の日中活動には作業活動や創作活動、運動、ウォーキング、レクリエーション等のプログラムを用意します。作業内容は製菓作業や昼食の配膳作業、清掃業務、そして企業からの請負作業、リサイクル関係（新聞回収等）となります。

各活動の実施にあたっては、定期的な手指・館内消毒や検温、換気、体調管理等を継続し、活動の分散化、ソーシャルディスタンスの確保等、新型コロナウイルス感染症対策を十全に施し、感染状況に応じて臨機応変に活動の在り方を見直していきます。

生活介護事業では、日中活動に特別活動（創作、農芸、運動等）のプログラムを設けます。

- ・班単位以外にも季節行事分掌・特別活動班を中心に各利用者のニーズに合わせ様々な活動を企画、実施します。特別活動班は創作活動と農芸活動を行います。創作活動は季節に応じた作品作りを提供し、出来上がった作品は館内装飾後に持ち帰っていただきます。また、希望される利用者とともに一年を通して平面作品や畑の案山子作り等を行います。農芸活動は専門の職員を配置し、利用者が無理のない程度で農地での収穫体験やお花畑作りができるよう計画を立てます。

- ・運動プログラムは利用者の体調を把握した上で、ウォーキング・水泳（プール）・ボウリング等の活動の他、外部から講師を招聘し、『ミュージック・ケア』『フィットネス活動』を毎月のプログラムとして実施し、利用者の健康増進や心身の充実に繋がるように努めます。
- ・その他の活動として、民間企業が福祉増進を目的に実施する社会貢献事業の活用も積極的に取り入れ、幅広いレクリエーション活動を展開します。
- ・青い鳥以外の活動場所として外部施設（市営体育館ほか）も利用します。専門施設ならではの機能を活かし、運動やレクリエーション活動、調理実習など、質を高め実施します。
  - ※ 各活動は新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて実施の可否を判断します。感染が拡大している場合は活動を中止もしくは縮小して実施いたします。
  - ※ 音楽活動の民謡、カラオケ、手話を使った音楽活動は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から活動を中止し、流行の収束を見極めたうえで再開します。

就労継続支援 B 型事業においては、作業活動（製菓事業、給食サービス事業、清掃サービス事業、企業からの請負事業）や事業所外研修のプログラムを提供します。所属する支援員が、各事業の収益、利用者の作業の様子や工賃、現状の課題などについて情報を共有し、利用者が円滑にかつ安定して活動ができるよう月に 1 度以上、合同ミーティングを行います。

給食サービス事業ならびに清掃サービス事業においては、「青い鳥」（給食、清掃）及び「ショートステイあかね」（清掃）と就労訓練に関する業務委託契約をそれぞれ締結し実施します。製菓事業については、積極的に SNS での情報発信やネット販売等を行うことで認知度を高め、さらなる展開にむけて取組みを進めていきます。

◎製菓事業の取引先企業は以下の通りです。

（株）公益社、森のキッチン、パッセイオン鉄砲町店、NPO 法人トゥギャザー、のぞみ信用金庫

◎請負作業の主な取引先は以下の通りです。

アサヒサイクル(株)

#### ④工賃向上

就労継続支援 B 型事業について、今年度も工賃向上計画支援事業に参画し工賃引き上げ計画シートを作成、大阪府の平均工賃額を上回る工賃支給を目標として掲げます。

2020 年 6 月に工賃規程を変更し、2 段階の工賃設定から、①300 円、②250 円、③200 円、④150 円の 4 段階に変更しています。携わる作業の種別や工程に応じ時給額が決定されるため、より細やかな評価が可能となります。適切な評価により利用者の仕事に対するモチベーションを高め、チーム一丸となり目標へ向かい生産性を向上させていきます。

#### ⑤土曜日開所と試験的な祝日開所

祝日や長期休暇、職員会議日を除いた残りすべての土曜日につきまして、希望者を対象に全面的にサービス提供いたします。

また、昨年度より試験的に開始した祝日開所（日曜日、年末年始を除く）につきましては継続実施とし、現在は対象者を当法人のグループホームご利用者で重度判定の方に限っていると、潜在的なニーズを見極めながら、必要な方にはご利用いただけるよう体制を整えていきます。

#### ⑥高齢期や重度重複障がいのある利用者への支援

多様化する利用者の状況に対応するため、高齢期や重複障がいの利用者に対し日中をより充実して過ごすことができる空間や活動の提供がどうあるべきか検討することを班運営の主目的の一つに据える活動班を立ち上げています。引き続き支援員間で情報を共有しながら高齢福祉やリハビリテーションの視点を学び、それらを障がいのある方々への支援にいかについフィットさせていくか、方途を見出していきます。

月曜日から土曜日まで開所日には看護職員を常時配置しており、今後、作業療法士や理学療法士等の専門職種の配置についても、検討を重ねていきます。

#### ⑦健康管理

##### ・健康診断

通所事業では健康診断を年 1 回（9月）実施します。健康診断を委託する健康診断専門医療機関は（株）チェックアップ健診センター（富田林市若松町西 1-1841-1 アジア商事ビル1F106号 TEL0721-26-0616）です。

肥満は成人病疾病との関係が大きい事もあるため、体重管理が必要な方には毎月 1 回の体重測定を実施、支援に役立てます。

##### ・医療相談

利用者支援にかかる医療相談を委託する医療機関は木村医院（堺市中区大野芝町 242-2 TEL 072-237-5000）嘱託医木村彰男医師です。

木村医師の施設定期訪問時（毎月、第 1 木曜日予定）に支援員、看護師が医療面のアドバイスを受け、支援に役立てます。

##### ・口腔ケア

口腔ケア管理を委託する医療機関は丹田歯科医院（堺市南区晴美台 3-1-7 TEL072-297-2883）です。

口腔ケアも健康管理の重要な柱に位置づけており、今年度もブラッシング指導・歯石除去・歯科治療に関しては希望者のみとし、より実践的な取り組みとして少人数の利用者グループで実際に歯科医院に出かけて受診します。

歯科検診については、今年度も二重検診を防ぐため通所利用者にアンケートを募り希望される利用者を対象に実施します。

また、日々行っている食後の歯磨きについては支援が必要な方には担当職員によるブラッシングケアを実施、通所利用者全員を対象とした看護師によるブラッシングケアを週 1 回行い、歯周病、虫歯予防に努めます。使用する歯ブラシは使い捨てを前提とした歯ブラシです。歯ブラシを毎回使い捨てることにより更なる感染予防対策に努めます。

・服薬管理

日々の服薬については必要に応じて事業所で管理します。

⑧行事・施設外活動

生活介護事業では、社会のルール・マナーを学ぶ、集団活動に慣れる、円滑な対人関係を築く、買い物などのIADL（手段的日常生活動作能力）を高めることなど、社会適応的な振る舞いを身に付けることを目的に、小集団や大集団での外出の機会を設けます。また、研修旅行（日帰り）等の施設外活動を含む様々な行事に参加する機会を設けます。

就労継続支援事業では、主に就労訓練を目的とした社会体験プログラムを実施します。

具体的には、宿泊を伴う研修旅行(年1回)、日帰り研修旅行(年1回)社会体験活動(年5回)を提供していきます。各活動ともに、様々な業種の企業で働く人の姿を身近で見たり、話を聞いたりすることで利用者の就労に対する意識・意欲の向上を主な目的として実施します。また公共の交通機関の利用法や社会資源の活用法、金銭管理、社会性(マナーなど)の習得・向上などの個別のニーズに寄り添いながら、社会体験活動としても提供をしていきます。活動における支援の方向性を持ち、担当班で計画を立案し実施します。

※ 施設外活動については新型コロナウイルス感染症対策として分散化して実施します。感染が拡大している場合は活動自体を中止、もしくは縮小実施といたします。

※ 2021年度については、宿泊を伴う研修旅行、社会体験活動については、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から活動を見合わせます。

2. 行事・クラブ活動【生活介護】

(ア) 行事

2021年度の主な行事は以下の通りです。

| 実施予定     | 内 容  |           |        |            |
|----------|------|-----------|--------|------------|
| 2021年4月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 大掃除        |
| 2021年5月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 端午の節句      |
| 2021年6月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス |            |
| 2021年7月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 七夕         |
| 2021年8月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 大掃除        |
| 2021年9月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 健康診断       |
| 2021年10月 | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | ハロウィン      |
| 2021年11月 | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス |            |
| 2021年12月 | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | クリスマス会 大掃除 |
| 2022年1月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 初詣 新年会     |
| 2022年2月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス |            |
| 2022年3月  | 誕生日会 | ミュージック・ケア | フィットネス | 桃の節句       |

※さをり織りは月1～2回程度実施する予定です。

※端午の節句、七夕、ハロウィン、クリスマス会、桃の節句は特別活動班による創作活動を実施予定

です。

### 3. 防火管理（防災訓練）【生活介護・就労継続支援】

現下コロナ感染防止対策として、避難訓練の自粛を2021年度上半期までは継続します。同年度下半期からは、周囲の感染状況や地域・社会の実態等を踏まえ、従前隔月1回ペースでの避難訓練を予定して、日常自主避難訓練の定期化と要所での所轄消防署を招いての立会い訓練（自衛消防総合訓練）の再開に期します。また自粛中（同年度上半期）においても、各班単位（少グループ）での防災教育を企画し、集団訓練に代わる防災意識向上とその安全管理啓発に努めます。

| 実施予定     | 内 容                      |
|----------|--------------------------|
| 2021年10月 | 自主避難訓練                   |
| 2021年11月 | 自衛消防総合訓練（避難訓練・消火訓練・通報訓練） |
| 2022年1月  | 自主避難訓練                   |
| 2022年3月  | 自主避難訓練                   |

### 4. 職員研修【生活介護・就労継続支援】

利用者に真に豊かで潤いのある生活を保証するためには、常に利用者の人権、プライバシー及び自己決定権を最大限に尊重し、さらに自立支援、権利擁護の考え方を確実に習得しなければなりません。利用者の権利擁護や尊厳保持、障がい全般にわたる知識や実際の支援技術の向上を目指し、具体的には以下の6つを研修目的の柱としています。

- ①障がい福祉に携わるものとしての人権観育成
- ②現在の福祉において重要視されている理念の理解
- ③知的障がい、精神障がい、身体障がい、生活習慣病ほか、個別支援を組み立て、実施する上で必要となる障がい特性や疾病特性の理解
- ④具体的な支援アプローチの知識やスキルの獲得
- ⑤利用者に関する発達段階、欲求段階を判断するための知識獲得
- ⑥感染症への対応、防災の知識獲得など安全対策

また、ABA(応用行動分析)、TEACCHプログラム、行動障がい等の知識やスキルを獲得するために内部研修や外部研修への参加を積極的に行い、職員の専門性の向上を図ります。

※内部研修及び外部研修については新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みながら実施します。研修を実施する際はオンライン研修や分散化、ソーシャルディスタンスの確保等、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底します。

(新人教育)

新入職員に対し入職後すみやかに「新人研修」を行い、法人の理念や歴史、基本的なルール・マナー、利用者との関わり方等を押さえます。当該職員が常勤職であれば担当班に正式配属される前に担当班以外の班で実習を行います。実習中は定期的にヒアリングを行い、職員の心身状況や支援の理解度等を確認しながら内容の点検・改善を図っていきます。一定期

間経過した新人職員に対して入職後の新人研修よりも専門的な障がい福祉制度や支援の基礎、障がい特性等の研修を行います。

また、外部研修として、大阪府社会福祉協議会が主催する「新入職員のためのサービスマナーセミナー（入門）」を受講し、一般的な福祉従事者の心得を学びます。

#### （内部研修）

職員が担当班以外の班を見学する内部研修を実施します。他班の利用者や支援員の取り組み、活動内容を知る機会とし、職員間の交流促進にも役立てます。

その他、従前通り、上級職のリーダーシップの下に現場を中心とした全職員が福祉の理念・知識・技術をより深く理解、獲得していくことを目指すため、職員が講師を務める内部研修(事業体研修)を月 1 回程度実施していきます。講師を務める職員は活動班の上級職が務めます。

虐待防止・権利擁護の内部研修に関しては、支援者全員を対象として年に 2 回以上開催します。大阪府主催の「障がい者虐待防止・権利擁護研修」に参加した職員や上級職が講師となり皆で理解を深めます。

救命講習については、堺市消防局が実施してる普通救命講習を受講し、心肺蘇生や AED 使用に関する法人内職員研修を年 1 回実施します。

また、外部講師に依頼して安全運転に対する啓発や職員の安全意識の向上を目的とした交通安全講習を年 2 回(依頼先：あいおいニッセイ同和損保、大阪府警察)、更に看護師、歯科医師、嘱託医による専門研修もそれぞれ年 1 回実施し、医療、看護面からの学習機会も重視していきます。

その他、勤務時間帯の都合により施設内部の研修に参加が難しい非常勤職員（パート職員）や育児・介護短時間勤務職員に対しては、月 1 回の会議を行い、その中でサービス管理責任者（主任）等が理念・知識・技術についての研修を実施する体制をとることで現場全職員を対象とした研修システムを構築します。

#### （外部研修）

外部研修では派遣する職員が偏らないよう配慮し、職種毎に必要な研修に参加し、外部研修に参加した職員は班会議等で伝達研修を行います。毎年、職員を参加させている研修として「てんかん基礎講座 主催：社団法人日本てんかん協会」、「自閉症・行動障害セミナー 主催：京都府自閉症・行動障害をめぐる研究会」、「さかい発達障害セミナー 主催：社会福祉法人堺市社会福祉事業団」「感染症予防に関する研修」等があります。また、研修に派遣した職員による伝達研修を行います。虐待防止・権利擁護研修やサービス管理責任者研修、相談支援従事者研修など、行政機関が主導するものについては可能な限り多くの職員に機会を与え、職員の意欲向上、支援の質向上に役立てていきます。また、強度行動障害のある人に対して、適切に支援が行えるよう、基礎的な知識と技術を学ぶ強度行動障害支援者養成研修や行動援護従業者養成研修に参加します。

職員の資質向上、キャリアアップが目的である大阪府社会福祉協議会主催のキャリアパ

ス対応の生涯研修課程を受講します。コミュニケーションスキルアップ(新人・中堅職員対象)やリーダーシップカアップ・マネジメントカアップ(班長格以上対象)を図り、組織力を高めます。

|                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(初任者)           | 5月・9月(予定)    |
| 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程<br>(中堅職員研修)    | 6月・10月(予定)   |
| 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程<br>(チームリーダー研修) | 6～7月・12月(予定) |

※開催日程については、2020年度大阪府社会福祉協議会の研修事業計画を参考

そして、社会人として必要なマナーに加え、福祉サービスを提供する者としてのマナーを習得し、地域に貢献する法人づくりを目指すため、大阪府社会福祉協議会が主催しているサービスマナーセミナーを受講します。

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 新入職員のためのサービスマナーセミナー(入門) | 4月(予定) |
| サービスマナーセミナー(初級クラス)      | 6月(予定) |
| サービスマナーセミナー(中級リーダー)     | 6月(予定) |

※開催日程については、2020年度大阪府社会福祉協議会の研修事業計画を参考

#### (自己研修制度)

当該制度は知的障がい児者ほか障がいのある方々やその関係者の支援・援助にあたる福祉専門職等の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひいては法人全体のレベル向上に繋げることを目的としています。毎年度、法人が制度目的に適うとみなし指定した通信教育講座等について給付枠を設け、受講希望者の中から給付対象者を選別しその受講料及びテキスト代を全額給付するもので、以下の通信教育等を給付対象として予定しています。また、余暇活動の充実を図るためにマイクロバス(乗車定員29名まで)を運転するために必要な免許の取得を支援します。

| 実施団体(事業)                | 講座名等                | 受講資格(給付対象枠)  | 受講人数 |
|-------------------------|---------------------|--|------|
| 財団法人<br>日本知的障害者<br>福祉協会 | 知的障害援助専門員養成<br>通信教育 | 当法人で対人援助職としての勤務が2年以上の者                             | 2名   |
|                         | 知的障害を理解するための基礎講座    | すべての職種の者   | 1名   |
| 社会福祉法人<br>コスモス          | ガイドヘルパー養成講座<br>(知的) | すべての職種の者   | 2名   |
| 自動車学校                   | 中型免許8t限定解除          | ①班長代理以上<br>②当法人で直接対人援助職<br>や相談支援職としての勤務<br>が5年以上の者 | 1名   |

※社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の3福祉士は、当法人としては当該職種の福

社専門職として必携であるとの位置づけなので、各福祉士の養成講座などについてはあえてこの自己啓発を支援する給付制度の対象から除外しています。

2021 年度（令和3年度）－第 19 期－

● 居宅系サービス

共同生活援助事業（訓練等給付事業）

（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

社会福祉法人 ころの窓

共同生活事業所

ヴィラージュあゆみ

ヴィラージュあまね

## 1. ホームの安心・安全

昨年は年度間を通して、新型コロナウイルス感染症リスクに悩まされる1年となりました。年度当初より緊急事態宣言が発出され、通所事業青い鳥の休所等の感染拡大防止対策が取られる中、ホームにおいても、感染リスクの回避・リスク分散のために、帰省可能な利用者には帰省頂くなどの対策を余儀なくされました。共同生活における密状態を避けるという意味では一定効果的な対策であるものの、ご家族の高齢化や介護力が低下する中、リスク回避対策の選択肢としては今後依存度を下げていくべき課題です。

ワクチン接種がスタートするなど、感染症リスクは確実に低下すると想定される所ですが、引き続き感染対策に気を緩めることなく、かつ、徒に利用者を不安な気持ちにさせないよう留意しながら、利用者の安心・安全、職員のリスクマネジメント向上に努めていきます。

## 2. ホーム事業の動きと今後について

昨年8月より特定曜日限定、人数限定でオープンした「すごう第二ホーム」をフルオープンします。

4月より、大美野ホームに新たに男性1名が入居されます。日中・ホームの両事業で担当者が兼任するなど密に連携を図り、安心して新しい生活に臨めるよう支援して参ります。残る1名分の空室につきましては、引き続き、選考を実施する予定です（空室定員は1名ですが、相性次第により、入居決定人数が減じる場合もあります）。

## 3. ホーム利用者に対する支援方針

各ホームの特色を生かし、利用者のニーズにきめ細かく対応できる質の高いサービス提供体制を構築します。ホームごとに対応する青い鳥のバックアップ班を決めて、それを明確にすることにより、ホームと日中支援の双方が「自ホームの担当班」、「自班の担当ホーム」をより意識することで、当該利用者に対する、日中活動一生活の一体的な支援を目指

【表1】青い鳥のバックアップ体制

|               | ホーム名      | 「青い鳥」のバックアップ班 |
|---------------|-----------|---------------|
| ヴィラージュ<br>あゆみ | あゆみホーム    | 6班            |
|               | 桃山台ホーム    | 6班            |
|               | 大美野ホーム    | 1・2班          |
|               | 高松ホーム     | 1・2班          |
|               | すごうホーム    | 5班            |
| ヴィラージュ<br>あまね | 青い鳥ホーム1   | 6班            |
|               | 青い鳥ホーム2   | 3・4班          |
|               | ホームおおみの65 | 3・4班          |
|               | もずホーム1    | 5班            |
|               | もずホーム2    | 3・4班          |
|               | すごう第二ホーム  | 5班            |

します。また、就労・他事業所利用支援者に対しても、同様にバックアップすることで、重層的な支援が期待出来ます。

#### ① 支援の個別性について

ホームは生活の場であり、日中活動の場以上に利用者本位のサービスが展開される必要があります。利用者は障がいがあるために地域生活を送る手段として共同生活事業を利用していますが、本来の目的は、集団生活を送ることにあるのではなく、あくまで地域生活を行うことにあります。共同生活のルールに利用者をはめることから始まる支援は本末転倒であることを、事業所として世話人・担当支援員だけでなく全職員に再度周知する必要がありますと認識しています。

ホーム事業は、ノーマライゼーションの思想の中核をなす「一個人として住み慣れた地域で当たり前暮らし、個々人のライフスタイルが最大限尊重される生活」の実現を支援の目標に置きます。

サービス管理責任者並びに担当生活支援員は、6ヶ月毎に個別支援計画を策定し、本人、利用者家族の同意を得ます。また、支援期間のモニタリングについては、支援期間内に1回、「モニタリング表」を作成して、本人、利用者家族からフィードバックを得ることにより、本人、利用者家族のニーズが、より次期個別支援計画に反映されるようにしています。

実施に当たっては生活支援員、世話員だけでなく、相談支援事業所を始め、利用者に関わる関係諸機関との連携を重視し、ネットワークからなるチームアプローチを意識した支援を目指します。

また、上記の報告とは別に、支援計画の進捗状況を把握するため、2ヶ月をタームとし各利用者への支援について振り返りを行い、支援全体がルーチンワークとなっていないか、計画に基づいた目標を持った支援が展開できているか、支援者自身が自己検証をすることでサービスの質を向上に努めます。

#### ②健康管理について

##### ・ 栄養管理・衛生管理

衛生面は食事提供に携わる世話人、または支援員全員が1ヶ月1度の検便を行い、食中毒に備えています。また、アルコールを各ホームに備え付けており、感染症予防の一手段としています。感染症予防マニュアルについては、最近の知見を踏まえたうえで編集し、ホームスタッフの手引きに収載しています。

栄養管理については、現在、全ホームとも夕食食材宅配サービス「ヨシケイ」を採用し、栄養バランスが考慮された食生活を享受して頂く一方、日中利用者の昼食メニューとの「献立の重なり」を避けるため、注文時の献立のチェックを実施しています。毎日のバイタルチェックから健康とのバランスを常に検証し、利用者個々の栄養管理に役立てています。

##### ・ 健康診断

青い鳥を利用しているホーム利用者については、青い鳥で健康診断を年1回受けています。それ以外の利用者で勤務先などの定期検診を受診していない方については、青い鳥の健康診断を受けてもらうようにしています。

- 口腔ケア

ホームの青い鳥利用者は1～2ヶ月に1度、希望者に歯科検診の機会を提供しているが、そうでないホーム利用者については半年毎を目安に歯科受診し、歯科検診、歯石除去を行うよう促していきます。

- 耳鼻咽喉に関するケア

耳の状態などは支援員や世話人が把握しにくいところであるので、希望者に対し、半年に一度程度、耳鼻咽喉科への定期診断に付き添います。これまでの受診の結果から考えると、本人の自覚はないが、外耳炎や中耳炎にかかっていることも多々あると考えられます。

- 爪、皮膚に関するケア

巻き爪、白癬菌、乾燥肌、湿疹と爪や皮膚に関連した問題を抱えている利用者は多く、しかも、身の自立度の高い利用者ほど見過ごされがちです。定期的に通院している利用者のサポートはもとより、そのような状態になったときにも早期に発見、治療できるよう、きめ細かい支援の組み立てを行います。

- 服薬管理

服薬管理は必要に応じて行います。

自己管理を希望する方であっても、声かけ、見守りをしっかり行っていきます。

#### 4. 行事・余暇活動について

ホーム毎に、誕生日会等を、ホームの人員規模に応じた内容で開催します。

夏季イベントとして、「食事会」「カラオケ大会」等を開催します。

帰省先のない独居者を中心として、元日にホーム合同で「初詣」「新年会」を、ゴールデンウィーク等にもイベントを企画・開催します。

その他、休日・祝日の際、移動支援サービスが使えない場合等適宜、合同で「ドライブ」へ出掛ける等を行います。

単独運営ではむずかしいイベントについては、複数のホームスタッフを動員する等、柔軟に取り組んでホーム生活の活性化につなげます。

（ 現在コロナ感染症リスク回避のために、行事・余暇活動を取りやめています。  
上記についても、収束後 活動内容を精査・選定し、支障のないものから、徐々に再開する予定です。 ）

#### 5. 防火管理（防災訓練）について

消防法により、「自動火災報知設備」が整備されています。「青い鳥ホーム」「ホームおおみの65」「もすホーム」「すごうホーム」など常時介護の必要とするホームについては、全室スプリンクラーが設置・整備されています。設置基準対象外ホームについても、丁寧な防災訓練を頻回に実施する等、安全確保のための施策を、積極的に講じます。

火災や大地震、さらには新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウィルスの大流行など、明日にでも起こりうる厳しい事態に備え、対応マニュアルの整備や防災設備の点検、避難訓練実施などを行います。各ホームに生活支援員を配置することで様々な取り組みが

期待でき、災害弱者とも呼ばれるホーム利用者がより安全な暮らしを実現に努めます。

【表2】ヴィラージュあゆみ・あまね 防災訓練

|               | ホーム名   | 防火管理者  | 訓練実施月                 |
|---------------|--------|--------|-----------------------|
| ヴィラージュ<br>あゆみ | あゆみホーム | 選任義務なし | ※ <sup>1</sup> 【表3】参照 |
|               | 桃山台ホーム | 選任済    |                       |
|               | 大美野ホーム |        |                       |
|               | 高松ホーム  |        |                       |
|               | すごうホーム | 選任義務なし |                       |

※<sup>2</sup>消防署立会いによる通報訓練・利用者の避難訓練（年2回）を実施しています。

【表2】ヴィラージュあゆみ・あまね 防災訓練

|               | ホーム名      | 防火管理者  | 訓練実施月                |
|---------------|-----------|--------|----------------------|
| ヴィラージュ<br>あまね | 青い鳥ホーム1   | 選任済    | ※ <sup>2</sup> 3月・9月 |
|               | 青い鳥ホーム2   |        |                      |
|               | ホームおおみの65 |        |                      |
|               | もずホーム     |        |                      |
|               | すごう第二ホーム  | 選任義務なし |                      |

※<sup>2</sup>消防署立会いによる通報訓練・利用者の避難訓練（年2回）を実施しています。

※<sup>1</sup>【表3】防災訓練内容

| 実施予定     | 内 容               |
|----------|-------------------|
| 2021年4月  | 防災訓練（戸締り・火の用心）    |
| 2021年5月  | 防災訓練（消防器具・避難経路確認） |
| 2021年6月  | SST（通報訓練）         |
| 2021年7月  | 防災訓練（台風）          |
| 2021年8月  | SST（不審者来訪に備えて）    |
| 2021年9月  | 自主避難訓練（火災）        |
| 2021年10月 | 防災訓練（戸締り・火の用心）    |
| 2021年11月 | 防災訓練（消防器具・避難経路確認） |
| 2021年12月 | SST（通報訓練）         |
| 2022年1月  | 防災訓練（感染症のアウトブレイク） |
| 2022年2月  | SST（不審者来訪に備えて）    |
| 2022年3月  | 自主避難訓練（火災）        |

## 6. 職員研修について

グループホーム事業は、事業単位が小規模であり、利用者と支援員の密接な関係から、

ややもすれば「指導的=強引な支援」に陥りがちです。こうした支援方法が虐待の危険性を秘めていることを、職員一人ひとりが、常に心掛ける必要があります。対策として、毎年堺市で実施される「虐待防止研修会」に複数職員を派遣し、受講後の職員が伝達研修を行い、虐待に対する意識改革・虐待防止に取り組みます。また、グループホーム単位の会議「ホーム会議」毎時開催時に「虐待防止チェックリスト」等を実施し、虐待防止を常に意識した支援に努めます。

その他については、青い鳥に準じます。

2021 年度（令和3年度）－第 19 期－

● 障害児通所支援事業【児童福祉法】

放課後等デイサービス事業（障害児通所給付事業）

児童発達支援事業（障害児通所給付事業）

（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

社会福祉法人 こころの窓

障がい児通所施設

青い鳥初芝教室

## 1. 児童発達支援・放課後等デイサービス事業について

定員は前年度同様 10 名として行います。小集団で行う運動療育に関しては、前年度同様、1 日 1～2 クラス、定員 4～6 名の構成で、個別療育に関しては担当制、マンツーマンでサービスを提供します。利用者一人あたりの利用回数は個別のニーズに応じて変わりますが、月に 2～6 日程度になる予定です。

児童発達支援のサービスについては、就学前の利用児童数が少なく、また利用児童の全員が年長児童であるため、内容・体格等の安全面に関しても問題なくサービスの提供が行えると判断し、小学校低学年クラスで行うこととします。

高校生に進学するタイミングで、運動療育に対してのニーズが低くなり、個別療育のみでの参加を希望する児童が増えているため、高校生になる児童には運動療育の必要性を保護者に確認し、運動療育を希望しない児童については個別療育のみを利用してもらい、希望する児童には子ども自身のニーズも確認した上でクラスを編成します。2020 年度（令和 2 年度）の高校生クラスでは、子どものニーズに差が出てきたこと、中学生クラスでは、個別療育のみの希望が増えたことを踏まえてクラス編成を行いました。

2020 年度はコロナの影響もあり、個別学習時の買い物学習も一時廃止していましたが、保護者ニーズがある児童に関しては、買い物に行く時間帯や場所を考慮し実施する予定です。

2020 年度より、新規入会児童の個別療育のニーズが高まっていることと、現状、運動療育クラスを増やすことが難しいことを踏まえ、新規入会児童は個別療育のみの受け入れとします。また、今後は個別療育に特化していくことも視野に入れていきます。2021 年度（令和 3 年度）4 月からの利用登録児童数とその構成は、就学前児童 3 名、小学生 41 名、中・高生 21 名の合計 65 名となっています。2021 年度の新規受け入れに関しても前年度同様、職員体制と定員の問題もあり、慎重に行います。

年間予定表に関して、例年通り保護者の方に配布しますが、仮に第 1・3 週に利用している児童が祝日を挟むことにより第 2・4 週になることで、他の放課後デイサービスの利用と被り調整が難しかったり、日にちを間違えやすいとの意見があり、祝日開所をして利用週がずれないようにした結果、出席率も上がったため、2021 年度も同様に祝日を開所する年間予定を組みました。職員の祝日出勤については日数分をシフト休として組み込みます。

現在、児童が都合によりキャンセルした場合は、別日での振替を行っていますが、他の放課後デイサービスの利用と被り調整が難しく希望されないことが増えています。2020 年度は振替専用の稼働日も設けましたが、振替希望と合わず稼働できなかった

め、2021年度は振替専用の稼働日を設けないこととします。運動療育をキャンセルした場合、個別療育での振替が可能な場合は個別療育で振替えたり、個別療育をキャンセルして振替が出来ない場合は、希望された人に対しては宿題をお渡しすること等の対応を取っていきます。

## 2. グループ療育について

発達に遅れのある子どもたちが療育を通して「ことば」を獲得し、身辺自立や社会性が育つように支援をおこないます。

### • 就学前・小学生低学年

集団生活を行いやすくするために、母子分離から始め、挨拶を始めとする言葉の習得や生活訓練を通して身辺自立の習得、集団の中で指示を聞いて行動できるようになることを目的として行います。また、自分の意見や気持ちを言葉にし、友達とコミュニケーションが図れるよう、経験値を増やし自信をつけることを目的とします。

### • 小学生高学年

同学年の友達とのコミュニケーション能力の向上のため、友達に対する具体的な言葉かけや言葉遣いを獲得するために、ソーシャルスキル等を取り入れて経験値を増やすことを目的とします。

### • 中学生・高校生

体力作り、ソーシャルスキルやルールゲームを取り入れ、協調性や友達意識を 促し、社会自立をすることを目的とします。

## 3. 個別学習について

個別学習では、個々の児童の障がいの程度や能力に応じた課題を設定し、少しでもできることを伸ばしていくことを目標に取り組んでいきます。

就学前の児童に関して、小学校入学の前に座って課題に取り組む・鉛筆を持つ、平仮名や数字を覚える・言葉を発すること等を目的としたニーズが高まっています。また、「見る力」を伸ばすためにビジョントレーニングを取り入れたり、手先の巧緻性に課題のある児童に関しては、洗濯バサミやシール貼りなどの課題を取り入れるなどしていきます。

小学生に関しては、文字・数字の読み書き、読解、学校の勉強についていきたい、色々な言葉の理解と表出、時計・お金の理解等、多様なニーズが増えています。最近では、学校の宿題を見て欲しいというニーズも増えています。また、iPadのトーキングエイドアプリ等を利用して、意思を表出できる手段を獲得し、コミュニケーションが取れることを目的とした課題も取り入れていきます。

中学生以上に関しては、今後社会に出たときに必要なことに対する取り組みニーズが高まっており、言葉のやりとり、時計やお金の学習、軽作業の取り組み、服を着る・たたむ・荷物を管理するなどの身辺自立の向上、電車の乗り方やマナー等を目的とした個別学習が増えています。また、保護者や友達とは話すことができない話等を聞いて欲しいという子どもと保護者のニーズが一致している希望も最近が増えてきているため、

そのニーズに応じた対応をしていきます。

#### 4. 保護者との懇談について

保護者との懇談は、毎回療育の終了後、もしくは前に行います。また、時間の関係で懇談ができなかったり、都合で教室に来られなかったり、一人で通っている児童に関しては電話や手紙での懇談を行います。また、毎回モニタリングを行うことで、よりきめ細かいサービスが提供できるように努めていきます。

#### 6. 療育児童の通園、在校する学校との交流及び放課後等デイサービス事業所との連携について

児童の保護者からの要望に応じて、学校訪問を行い、療育生の学校での様子を見学したり、放課後等デイサービスの連絡会からの制度研究や研修に参加します。

また、相談支援事業所を利用している児童に関しては、ケース会議に参加することとし、療育の都合で参加できない場合は電話と書面にて児童の様子を伝えます。

不登校児童の対応に関しては、他の事業所と情報交換等を行いながら、学校、相談支援事業所と連携をとりながら支援を進めていきます。

#### 7. 研修について

専門的な知識を高めより良い質の支援を行うためにも研修には積極的に参加し、支援の場に活かせるように学ぶことを目的とします。

## 2021 年度（令和3年度）－第 19 期－

### ● 相談支援事業

特定相談支援事業（計画相談支援給付事業）

障害児相談支援事業（障害児相談支援給付）

（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

社会福祉法人 こころの窓

相談支援事業所 青い鳥

## ●概況

計画相談支援サービスいわゆる障がい者版ケアマネ制度が2015年度から本格スタートし、障害福祉サービス利用者すべての方に相談支援専門員の計画が必須要件となって6年が経とうとしています。導入時の混乱（国が求める量的拡大の課題と現実の体制整備実態の大きな齟齬）が未だ解消されぬまま、堺市における計画達成率は 者：63%・児：45%（2020年12月末者現在）といった低迷ぶりが浮き彫りとなって現在に至っております。

当法人の事業スタンスは、同法人内利用者への優先・救済的取り組みを基本として、相談員2人（兼任管理者と専任パート）に絞り、小規模で気心知れた身内特化型相談として機能させることを第一義としています。これまで主に本体施設青い鳥からのケース引受けを実践して、一定の量的整備は完了しましたので、現在は新規計画は抑制し、既存利用者の経過フォロー、いわゆるモニタリングに重点を置く取組みを継続しているところです。

2021年度もこのスタンスを踏襲しつつ、コロナ禍の中でも業務継続と懸案の経営課題（当事業採算は他事業からの繰入れ補填から成り立つ）への事業自体の見直しといった相反する2つのテーマの同時進行を計っていく所存です。

## ●事業運営

2021年度の障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援・障害児相談支援も大きく制度改変がなされる予定で、具体的には①基本報酬の充実（加算↑）②従来は無かった相談支援業務の新たな評価（+新加算）③事務負担軽減など、高い質と専門性をより評価する報酬体系が打ち出されました。しかしながら、当事業所のように小規模の兼任又はパート相談員による効率化精鋭主義では、若干の基本単価アップがあっても報酬構造上、採算面での改善には程遠く、そもそも従前持ち出しをさらに悪化という見通しが2021年度も続くこととなります。このような経営面での厳しい背景ではありますが、2021年度も前年度に引き続き、当事業所が目指す相談支援の重点施策は、①これまで増やしてきた法人身内ケアマネとしての責務維持「日常的な相談支援機能」に加え、②国策として確立した「地域生活支援拠点等」<sup>注1</sup>への「相談機能の強化」参入「非常時に対応できるバックアップ機能」であります。地域や法人利用者の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るべく、上記2つの機能から、「現状のソリューション」「有事のサポート」「将来のリスク管理」の3点を標榜して取り組んでいきます。

また、地域貢献の一助として、社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」に2016年度より参画しております。2017年度からは地域の総合生活相談を担う「コミュニティソーシャルワーカー」（総合生活相談員CSW）に当事業所の相談支援専門員が資格取得することで、人的貢献も可能になりました。そして2019年度に1件、2020年度に2件の「生活困窮者レスキュー事業」<sup>注2</sup>への本格参入（経済的援助含む）の実績を積み重ね、2021年度には「コロナ禍における失業や営業自粛に伴う収入減」といったこれまでにない大きな影響に対し、その救済貢献への使命感はますます重要性を帯びているところです。

## ●利用者に対する支援方針

利用者の尊厳を守り、人としての権利を擁護して、ハンデからくる生きにくさ、暮らしずらさの緩和、解消や様々な課題解決に向けて、本人のいった意思決定支援へのお役立ちに徹します。具体的には、利用者の強みや長所（ストレングス）とその能力（エンパワメント）に着目した本人中心支援計画を策定、利用者の立場に立って、親切丁寧な説明と理解を得る事を旨として安心と信頼の創出から、一方的な援助関係でなく協働関係パートナーを目指します。

### ※ 注1 「地域生活支援拠点等」

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもので、5つの機能が用意されている。

- ① 相談機能の強化 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

### ※ 注2 「生活困窮者レスキュー事業」

社会福祉法人の強みを活かした地域貢献として、失業、介護、障がい、虐待やDV等により、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった…など制度の狭間の生活困窮に陥った方といった様々な‘生活SOS’に対応する総合生活相談事業です。社会福祉法人のCSW（コミュニティワーカー）が担います。

2021 年度（令和3年度）－第 19 期－

● 短期入所事業

短期入所事業（介護給付事業）

日中一時支援事業

（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

社会福祉法人 こころの窓

短期入所事業所

ショートステイあかね

## ●短期入所（ショートステイ）事業について

### [概況]

2014年5月に堺市より短期入所事業「ショートステイ あかね」(単独型・定員12名)として指定を受け、ショートステイ事業がスタートして以来7年が経過、2021年度は8年目に突入することとなります。昨年来の未曾有のコロナ災禍の影響を除けば、開所以来特に大きなトラブルや事故に見舞われることなく、利用者数は増加を辿り、また職員の定着が高く推移して現在に至っていること等、順風満帆な事業運営を長年継続しておりましたところ。折しも2020年、第一波といわれる春先緊急事態宣言もあり、利用控えや自粛勧奨そして10日間の休所といった影響を受けるに至りました。しかしながら、十分な感染防止対策を施すことにより、サービス継続の両立を図ることとして、その後の2波3波に及んでも、通常運営にてショートステイ業務を持続可能にやらせています。2021年度も未だ収束が見越せない中、一喜一憂することなく、知見に基づく感染症対策の強化を図り、必要とする利用者にサービスが適切且つ継続的に提供されることを前提に、コロナ常態への対応力強化に最優先で取り組む所存であります。

### [基本方針]

地域に開かれた社会資源として、あかねが標榜しているショートステイ3つの機能、1. 自立体験（親元を離れ外泊する）、2. レスパイト（保護者の休養、息抜き）、3. セーフティネット（緊急保護、保護者入院、虐待等）を運営の柱に据える事、特に社会的使命として3.の緊急対応の受け皿機能を重視・優先する事、を基本方針として、緊急床を1床備えることとします。また堺市の緊急対応事業や虐待チームといった保護ネットワークとの連携を深め、他のショートステイ事業所や各相談支援機関との協力関係構築に努め、地域生活の一翼を担うだけでなく、かゆい所に手が届くといった駆け込み寺的役割にも率先して応じ、安心して安全、信頼されるシェルターとしての位置づけを確固たるものとしていく、といった開所からの基本方針を堅持、コロナ禍においても継続実践していきます。

### [新型コロナウイルス感染症在宅継続支援事業]

2020年8月より堺市のコロナ対策重点施策として、要介護高齢者や障がい者の介護者(保護者等)が感染して介護を行うことができなくなった場合に、在宅や宿泊施設(ホテルやショートステイ)にて専門職による介護の持続救済を図る事業が創設され、堺市からショートステイあかねへ施設提供(一棟借上げ)の協力要請を受け、非常時の公益性に資する観点から受諾・協定しております。2020年度は幸い実績がありませんでしたが、2021年度も協定継続として、協力態勢を敷いております。一方、当事業発動になりますと、既存利用者の権利制限ならびに職員の感染リスクにつながりますので、極めて慎重に対応する必要があります。

### [堺市障害者緊急時対応事業]

国が定める施策「地域生活支援拠点等」における1つ[緊急時の受入れ・対応]の整備として、2017年度より堺市が先駆的に始めた‘介護者(家族等)がもしもの時に’(緊急コールセンター+駆付け移送+ショートステイ受入の三点機能)の緊急体制を、駆付け機能を担う通所施設青い鳥と協働して進めて

いるシステム(制度)です。毎年度一定の実績をもって推移しており、継続事業として2021年度も引き継がれる予定です。ただ、当事業は限定登録制で単身者や市外利用者そしてグループホーム利用者に制約があり、あかねとしましては前述[基本方針]3に基づき、同制度(線引き)如何にかかわらず、緊急時の受け皿機能発揮を積極的に邁進してまいります。

#### [事業運営] 【ウイズコロナ重点方針】

2021年度も当面は感染(クラスター)防止対応に終始することを念頭に、様々な対策メニューを実践します。

- ① 消毒 こまめに手指や、備品、居室、共用部、送迎車中のアルコール消毒を実施。
- ② 検温 水際検温、定期体温把握と共に症状確認。
- ③ 断密 個別対応(原則、リビング(食堂)利用禁止→居室配膳、単身入浴、自室滞在)
- ④ 飛沫 利用者には極力マスク励行、職員は接近介助の場合さらにフェイスシールド着用。
- ⑤ 換気 密閉回避と温度差に留意した定期換気。
- ⑥ 教育 職員への感染対策知識啓発、研修参加。
- ⑦ 常備 PPE(防護具)[サーズマスク、フェイスシールド、ガウシ、手袋等]の確保。
- ⑧ 自粛 種々のイベントやほかその他集団活動を見合わせる。
- ⑨ 用心 利用者・職員共、体調異変に留意し、自身若しくは同居家族が有基礎疾患や高齢である場合には自粛勧奨を行う。

#### ●利用者に対する支援方針【アフターコロナ支援方針】

##### ・食事の提供

利用者の食事については、栄養士の管理の下に必要な栄養基準量を確保し提供します。食中毒対策、衛生管理も栄養士の指揮の下、万全を期し、調理はショートステイ棟内厨房にて、調理士による自前提供とします。食事は利用者にとって最も楽しみな時間の一つであることを職員皆が認識し、四季の彩りを添えることや、節分、ひな祭り、クリスマスなど折々のイベントを演出することにも力を注いでいきたい。また、必要な利用者には食事介助を実施します。

##### ・入浴

入浴の実施回数は当然毎日であり、感染症対策、プライバシーの保護、そして入浴そのものに対する満足度の観点からシャワー付個室を導入する一方、利用者の好みやニーズ又は重介護対応により大型浴槽、特浴(機械浴槽)も用意することとし、必要な援助(身体介護、声掛け、見守り)を実施します。

##### ・居住環境

利用者の居室については鍵付きの個室とし、プライベート空間を保証します。その他リビングや多目的室を設け、動線はすべてバリアフリー、洗面台は2居室に1台完備、トイレも車椅子対応を2か所準備して臨みます。

##### ・送迎

送迎の必要な利用者には、可能な限り配車を実施し、ショートステイ利用への利便をはかります。

- 保健衛生

保健衛生については嘱託医及び隣接の法人本部施設に常駐する看護師の指示を受け、万全を期します。看護師は定期的な講習会に参加し、情報収集並びに他職員の啓発、実践の徹底を行います。シーツ等のリネン類は毎日交換し、連泊する利用者に対しては適切に衣類等を洗濯するなど、常に清潔な状態を保ちます。また、事業存続のリスクといっても過言でない感染症対策については、徹底した消毒処置と利用者の罹患情報の告知及び最新情報の収集・共有・提供を行って、予防、拡大防止に努めます。

- 余暇活動

滞在時間、利用者それぞれが過ごせる余暇支援も大切にします。個人、集団、どちらでも本人の選択によって有意義に過ごせる環境を整える視点を持ち、具体的にはカラオケ、ゲーム、DVD鑑賞（映画、アニメ、Jソート等）、パソコン、音の鳴る絵本等を用意したり、塗り絵、色紙、ビーズといった創作活動を提供したりして、満足度を高めます。また、日中を過ごされる利用者には散歩、ドライブといった外出活動、季節のイベント等々、本人のエンパワメントに資するような支援プログラムの展開を期していきます。

- 防災活動

同敷地内の中核通所施設「青い鳥」と合同で、定期的な避難訓練を実施します。また、職員には年一回、防災教育を実施し意識高揚に努めます。

- 虐待防止

利用者の人権の擁護、尊厳保持、虐待防止等のため、次の措置に努めます。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制（窓口）の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- 職員研修

職員の育成は法人にとって最も重要な事業の一つと位置付け、権利擁護、尊厳保持、障がい全般の知識、支援技術等にかかる研修について、外部研修、内部研修とも積極的に参加、開催していきます。